

賃貸借契約書（案）

- 1 件 名 令和7年度～令和18年度 市単事業 債務負担行為
裾野市公共施設LED照明器具賃貸借
- 2 賃貸借料 総額 ●●●●●●円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ●●●●●●円
月額 ●●●●●●円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ●●●●●●円
- 3 履行場所 裾野市役所（裾野市佐野1059番地）
- 4 賃貸借期間 令和8年7月1日から
令和18年6月30日まで
ただし、契約締結日から賃貸借開始の日までは仮使用期間とし、受注者は設置が完了した部分について発注者の使用を認める。
- 5 契約保証金 ●●●●●●円
裾野市契約規則第30条による

上記の賃貸借業務について、委託者 裾野市（以下「発注者」という。）と、受託者 ●●●●●●（以下「受注者」という。）は、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者	所在地	静岡県裾野市佐野1059番地
	代表者氏名	裾野市長 村田 悠

受注者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、仕様書、設計書及び図面（業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、仕様書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

6 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第49条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（次項において「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者及び受注者は仕様書記載の賃貸借物件（以下「物件」という。）を第三者に譲渡、転貸及び担保の目的に供してはならない。

3 発注者は、物件の使用にあたって、使用期間中、善良な管理者の注意をもって使用し、管理するものとする。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に関して賃貸借期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、特に定める場合のほかは受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約の変更)

第5条 受注者は、発注者から契約の変更について協議の申出があった場合には、これに応じなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議に基づいて契約が変更され、契約金額にその10分の3以上の増減を生じた場合において、既に納付した契約保証金の額が変更後の契約金額に係る契約保証金の額に満たないときは、その満たない額を契約者に納付させ、既に納付した契約保証金の額が変更後の契約金額に係る契約保証金の額を超えるときは、その超える額を契約者の請求により返還しなければならない。

(物件の納入等)

第6条 受注者は、物件を契約書及び仕様書で指定された設置場所へ仕様書に定める日時までに受注者の負担で納入し、使用可能な状態に調整して賃貸借期間の初日（以下「初日」という。）から発注者の使用に供さなければならない。

- 2 発注者は、納入に先立ち、又は納入に際して必要があるときは発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。
- 3 受注者は、物件を納入するときは、発注者の定める項目を記載した設置完了報告書を提出するものとする。ただし、物件納入業者が発注者に設置完了報告書を提出するとしているときは、この限りでない。
- 4 物件を納入する上で当然に必要なものは、受注者の負担で行うものとする。
- 5 受注者の責に帰すべき事由により初日までに物件を納入することができない場合において、初日後相当の期間内に物件を納入する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴収して初日を延長することができる。
- 6 前項の遅延損害金の額は、賃貸借料の総額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(物件の検査及び引渡し)

第7条 発注者は、受注者から物件の設置完了の報告を受けたときは、遅滞なく受入検査を行うものとする。

- 2 前項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者が第1項の規定により検査に合格した旨の通知および借受証の交付をしたときは、物件の引渡しが行われたものとみなす。

(賃貸借料の支払)

第8条 受注者は、仕様書に定めるところにより、賃貸借料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。

(物件の保険)

第9条 受注者は、物件に対し、賃貸借期間中継続して動産総合保険をつけるものとする。

- 2 物件に保険事故が発生したときは、発注者は速やかにその旨を受注者に通知し、保険金受領に必要な書類を受注者へ交付するものとする。
- 3 前項の保険事故に基づいて受注者に保険金が支払われたときは、発注者及び受注者は、

次の各号の定めに従うものとする。

- (1) 物件が修復可能であって、両者協議の上、発注者の負担により物件を修繕し、修復した場合は、受注者は、保険金相当額を発注者に支払う。
- (2) 物件が滅失又はき損して修復不能となった場合は、発注者は、受注者に支払われた保険金額を限度として、受注者に対する損失の補てんを免れる。

(物件の点検等)

第10条 受注者は、発注者の要請により、賃貸借期間中物件の設置場所に立ち入り、物件の原状、稼働及び保管状況を確認するものとし、必要に応じて、仕様書に定める維持管理業務を行うものとする。

(賃貸借期間終了後の物件の所有権)

第11条 受注者は、契約書記載の賃貸借期間終了後、物件の所有権を発注者に移譲するものとする。

(物件の原状変更)

第12条 発注者は、物件に装置、部品、付属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外すときは、事前に受注者の承諾を得なければならない。

- 2 発注者が物件の取り外し、再設置（設置場所の変更を含む。以下「再設置」という。）を行う場合には、発注者の責任で行う。
- 3 受注者は前項に必要な情報を発注者に提供するものとする。
- 4 発注者は再設置したときは受注者に通知するものとする。

(物件の返還等)

第13条 発注者は、第16条から第22条までの規定によりこの契約が解除されたときは、物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、受注者が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

- 2 発注者は、物件に投じた有益費があっても受注者に請求しないものとする。
- 3 受注者は、第16条から第22条までの規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに物件を撤去するものとする。なお、これに要する費用は原因者の負担とする。
- 4 発注者は、前項の撤去に際して必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。
- 5 発注者は、受注者が正当な理由なく相当期間内に物件を撤去せず、又は設置場所の原状回復を行わないときは、受注者に代わって物件を処分し、設置場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物件の修補又は代替物の引渡しによ

る履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第15条 前条に規定する契約不適合責任の適用期間は初日から1年間とする。

2 受注者は契約不適合期間終了前1月の間に設置状態等の確認を実施し、受注者に報告しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行機関経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約締結後その契約について不正の事実を発見したとき。

(4) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反して賃貸料債権を譲渡したとき。

(2) 第3条第2項の規定に違反して物件を担保に供し、担保権が実行されたとき。

(3) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(4) この契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (6) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に賃貸料債権を譲渡したとき。
- (9) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(当該法人の役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。
 - オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
 - カ 受注者が、下請契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請負契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、こ

の契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第26条第1項に該当するとき。
- (2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

(発注者の任意解除権)

第20条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第16条、第17条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 仕様書を変更したため賃貸借料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 契約の履行の中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除に伴う措置)

第24条 第16条から第22条の規定によりこの契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。この場合第8条第2項の「前項の規定による請求」を「賃借料相当額の請求」と読み替えて準用する。

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 初日までに物件の納入を完了することができないとき。
- (2) 契約不適合があるとき。
- (3) 第16条又は第17条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、賃貸借料

の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、発注者は、賃貸借料から既履行部分に相応する賃貸借料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができる。

6 第2項の場合（第17条第1項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第26条 この契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の賃貸借料（この契約締結後、賃貸借料の変更があった場合には、変更後の賃貸借料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。）において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。）の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第8条第2項（第24条において準用する場合を含む。）に規定する期日までに賃借料が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約外の事項）

第28条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約(裾野市契約規則(平成8年裾野市規則第13号)第25条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 裾野市(以下「市」という。)は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等(暴力団及び暴力団員等ならびに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は第4号のいずれかに該当する法人等(法人その他の団体又は個人をいい、裾野市が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成21年裾野市告示第4号)に規定する資格を有しているか否かを問わない。)であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額(この金額が地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の17に規定する条例で定める契約(この項において「長期継続契約」という。))においては、契約期間中の各会計年度の

支払予定額のうち最も高い額（この項において「最高支払予定額」という。）の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、単位数量当たりの契約金額を定めた単価契約においては、契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（長期継続契約においては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額とする。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。

5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
（関係機関への照会等）

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報の管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて小額するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等からの契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者(以下「乙」という。)は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「業務」という。)の処理上知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

第2 適正な管理

乙は、個人情報の漏えい、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、個人情報を他に漏らしてはならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

第4 目的外使用等の禁止

乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第5 収集の制限

乙は、個人情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第6 複写等の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を複写し、複製し又は持ち出してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を乙以外の第三者に委託することができる。この場合において、乙は当委託に係る業務遂行能力を持つ者を責任を持って選定することとし、事前に書面にて甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項に基づき甲の承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を書面で提出しなければならない。
- 4 2 項の規定により乙から委託を受けた者は、本委託契約により乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとし、乙は、その旨明記した書面を乙及び当該委託業務を受けた者との連名で甲に提出しなければならない。
- 5 乙から当該委託業務を受けた者がさらに他の第三者に委託してはならない。

第8 取扱者への周知

乙は、業務の処理に当たって個人情報を取り扱う者に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第9 業務完了後の取扱い

乙は、業務が完了し、又はこの契約を解除されたときは、遅滞なく個人情報に関する記録を甲が利用可能な状態とし記録の属性一覧(項目名、形式、桁数等)及びコード表とともに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第10 処理状況の報告等

甲は、必要と認めるときは、乙に対して個人情報の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

第11 事故報告

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

第12 損害賠償

乙がこの特記事項に違反し、その違反により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

- 2 前項の規定による賠償の額は甲、乙協議して定めるものとする。